

第16号様式（第18条関係）

富 観 振 4 7 6 号  
令和 8 年 5 月 2 8 日

山中湖村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）山中湖村立山中湖小学校建築事業に係る事業者見解書に  
ついての意見を述べる必要がない旨について（通知）

令和 8 年 5 月 8 日付けで受領した次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の  
手続に関する条例第 1 2 条第 5 項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手続を行う場合には、事業者見解書に  
記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごと  
に、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	（仮称）山中湖村立山中湖小学校建築事業
対象事業の種類	建築物の新築の事業
対象事業の規模	事業区域の面積：24,019.10㎡
対象事業の実施に 係る区域の位置	山梨県南都留郡山中湖村山中321番地5外

山梨県 観光文化・スポーツ部  
富士山観光振興グループ  
富士山保全企画 大浦  
TEL 055(223)1316